



福島医発第3006号
平成25年 3月26日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公印省略)

予防接種法施行令の一部を改正する政令の施行等について

標記の件につきまして、予防接種法施行令の一部を改正する政令が平成25年2月1日に公布され、4月1日から施行されることとなり、厚生労働省健康局長より各都道府県知事宛通知がなされた旨別添のとおり日本医師会より連絡がありました。

今回の改正は、結核の定期の予防接種の対象者を「生後6月に至るまでの間にある者」から「生後1歳に至るまでの間にある者」に拡大すること、また、日本脳炎の定期の予防接種について平成17年5月30日から平成22年3月31日にかけての積極的勧奨の差し控えにより接種を受ける機会を逸した者について、定期の予防接種の対象とする規定に、平成7年4月2日～5月31日までの間に生まれた者を追加するものであります。

つきましては、本件につきまして、会員各位へ周知方よろしくお願いいたします。

小郡三井医師会より

予防接種担当理事 松行眞門
会長 蒲池 壽

(地Ⅲ199)
平成25年2月6日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

小 森 貴

予防接種法施行令の一部を改正する政令の施行等について

標記の件につきまして、予防接種法施行令の一部を改正する政令が平成25年2月1日公布され、4月1日から施行されることとなり、厚生労働省健康局長より各都道府県知事宛別添の通知がなされました。

今回の改正は、結核の定期の予防接種の対象者を「生後6月に至るまでの間にある者」から「生後1歳に至るまでの間にある者」に拡大すること、また、日本脳炎の定期の予防接種について平成17年5月30日から平成22年3月31日にかけての積極的勧奨の差し控えにより接種を受ける機会を逸した者について、定期の予防接種の対象とする規定に、平成7年4月2日～5月31日までの間に生まれた者を追加するものであります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会管下郡市区医師会、関係医療機関等に周知方ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。



健発 0 2 0 1 第 1 号
平成 2 5 年 2 月 1 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長

予防接種法施行令の一部を改正する政令の施行等について

予防接種法施行令の一部を改正する政令（平成 25 年政令第 26 号）が本日公布され、平成 25 年 4 月 1 日から施行されるところであるが、その改正の概要等は下記のとおりである。貴職におかれては、貴管内市町村（保健所を設置する市及び特別区を含む。）及び関係機関等へ周知を図るとともに、その実施に遺漏なきを期されたい。なお、本改正に伴い、追って関係通知を発出する予定である。なお、本通知は、地方自治法（平成 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的な助言である。

記

1 結核の定期の予防接種の対象者の変更について

(1) 改正の概要

結核の定期の予防接種の対象者を「生後 6 月に至るまでの間にある者」から「生後 1 歳に至るまでの間にある者」に拡大する。

また、本改正に伴い、改正前の予防接種法施行令第 1 条の 2 第 2 項の規定は削除する。（予防接種法施行令第 1 条の 2 第 1 項関係）

(2) 留意事項

結核の定期の予防接種は、平成 25 年 4 月 1 日より、生後 5 月に達した時から生後 8 月に達するまでの期間を標準的な接種期間として行うこと。ただし、地域における結核の発生状況等固有の事情を勘案する必要がある場合は、この限りではない。

2 日本脳炎の積極的勧奨等について

改正の概要

平成17年5月30日から平成22年3月31日にかけての積極的勧奨の差し控えにより日本脳炎の定期の予防接種を受ける機会を逸した平成7年6月1日から平成19年4月1日までの間に生まれた者については、4歳以上20歳未満の者を定期の予防接種の対象者とする規定を設けている。今般の改正により、当該規定の対象に、平成7年4月2日～5月31日までの間に生まれた者を追加する。（附則第4項関係）

3 施行期日

平成25年4月1日

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政 令〕

- 内閣府本府組織令の一部を改正する政令（二四）
- 税制調査会令（二五）
- 予防接種法施行令の一部を改正する政令（二六）

〔省 令〕

- 財務省組織規則の一部を改正する省令（財務二）
- と畜場法施行規則及び厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働八）

〔告 示〕

- 市の境界変更（総務一七）
- 円借款の供与に関する日本国政府とミャンマー連邦共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務三五）
- 債務救済措置（債務免除方式）に関する日本国政府とミャンマー連邦共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同二六）

○厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準の一部を改正する件（厚生労働一三）

○食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（同四）

○野菜生産出荷安定法の規定に基づき、野菜指定産地を指定した件の一部を改正する件（農林水産四二三）

○農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化並びに地域の農林水産物の利用の促進に関する基本方針の一部を改正する件（同四二四）

○特許庁以外の国際調査機関に対する手数料の納付のための口座及び調査手数料の金額に相当する本邦通貨の金額を定める件の一部を改正する件（特許五五）

○国際事務局の口座及び本邦通貨の金額を定める件の一部を改正する件（同六）

○都市計画に関する件

（国土交通八四、八五）

○信号符号を点附した件（同八六）

○信号符号を取り消した件（同八七）

○船舶国籍証書が無効となった件（同八八）

○航路標識に関する件

（海上保安庁三〇、三八）

○道路に関する件

（東北地方整備局一八）

○道路に関する件

（北陸地方整備局九、一一）

○道路に関する件

（近畿地方整備局二、二七）

○道路に関する件（四国地方整備局四）

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣 最高裁判所

〔官庁報告〕

国家試験

平成二十四年度一級及び二級建築施工管理技術検定合格者の公告並びに合格証明書交付申請の受付（国土交通省）
平成二十四年度一級及び二級電気工事施工管理技術検定合格者の公告並びに合格証明書交付申請の受付（同）

〔資 料〕

閣議決定等事項

〔公 告〕

諸事項

官庁

財団、有権者申出方、金融商品取引業者営業保証金取戻し、税理士懲戒処分、建築士懲戒処分効力停止、一級建築士の免許の取消し関係裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係特殊法人等
平成二十六年（二〇一四）暦要項関係
会社その他

本号で公布された
法令のあらまし

◇内閣府本府組織令の一部を改正する政令（政令第二四号）（内閣府本府）

1 内閣府本府に税制調査会を設置することとした。（第三一条関係）

2 この政令は、公布の日から施行することとした。

◇税制調査会令（政令第二五号）（内閣府本府）

1 税制調査会（以下「会議」という。）は、委員三〇人以上で組織することとした。（第一一条関係）

2 その他会議の運営等に関する規定を置くこととした。

3 この政令は、公布の日から施行することとした。

◇予防接種法施行令の一部を改正する政令（政令第二六号）（厚生労働省）

1 日本脳炎及び結核の発生及びまん延を予防するため、これらの疾病に係る定期の予防接種の対象者を拡大することとした。（第一一条の二及び附則第四項関係）

2 この政令は、平成二十五年四月一日から施行することとした。

政令

内閣府本府組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十五年二月一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二十四号

内閣府本府組織令の一部を改正する政令
内閣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第三十七條第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十一條」を「第三十一條―第三十三條」に、「第二十二條―第三十四條」を「第三十四條―第三十六條」に、「第三十五條―第三十七條」を「第三十七條―第三十九條」に、「第三十八條―第四十條」を「第四十條―第四十二條」に改める。
第四十條を第四十一條とし、第三十九條を第四十一條とし、第三十八條を第四十條とする。
第四章中第三十七條を第三十九條とし、第三十六條を第三十八條とし、第三十五條を第三十七條とする。

第三章中第三十四條を第三十六條とし、第三十三條を第三十五條とし、第三十二條を第三十四條とする。

第三十一條中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項を第二項とし、第二章中同條を第三十二條とし、同條の前に次の一條を加える。

（設置）
第三十一條 法律の規定により置かれる審議会等のほか、本府に、次の審議会等を置く。

規制改革会議

税制調査会
第二章に次の一條を加える。

第三十三條 税制調査会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 内閣総理大臣の諮問に応じて租税制度に関する基本的事項を調査審議すること。
二 前号の諮問に関連する事項に関し、内閣総理大臣に意見を述べること。

2 前項に定めるもののほか、税制調査会に關し必要な事項については、税制調査会令（平成二十五年政令第二十五号）の定めるところによる。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣 安倍 晋三

御名 御璽

平成二十五年二月一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二十五号

税制調査会令
内閣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第三十七條第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（組織）

第一条 税制調査会（以下「調査会」という。）は、委員三十人以内で組織する。

2 調査会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

3 調査会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

（委員等の任命）
第二条 委員及び特別委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

2 専門委員は、財政経済又は税制に關し専門的知識のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

（委員の任期等）
第三条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 特別委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に關する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に關する調査が終了したときは、解任されるものとする。

5 委員、特別委員及び専門委員は、非常勤とする。

（会長）
第四条 調査会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、調査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（幹事）

第五条 調査会に、幹事二十五人以内を置く。

2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 幹事は、調査会の所掌事務について、委員及び特別委員を補佐する。

4 幹事は、非常勤とする。

（部会）
第六条 調査会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員、特別委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

（議事）
第七条 調査会は、委員の三分の一以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 調査会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 前二項の規定は、部会の議事について準用する。

（資料の提出等の要求）
第八条 調査会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の陳述、説明その他必要な協力を求めることができる。

（庶務）
第九条 調査会の庶務は、内閣府大臣官房企画調整課において財務省主税局総務課及び財務省自治税務局企画課の協力を得て処理する。

（調査会の運営）
第十条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他調査会の運営に關し必要な事項は、会長が調査会に諮って定める。

附則
この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣 安倍 晋三

総務大臣 新藤 義孝

財務大臣 麻生 太郎

御名 御璽

平成二十五年二月一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二十六号
予防接種法施行令の一部を改正する政令

内閣は、予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第三條第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

予防接種法施行令（昭和二十三年政令第九十九号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第一項の表結核の項中「生後六月」を「生後一歳」に改め、同表インフルエンザの項中「じん臓」を「腎臓」に改め、同表第二項を削り、同表第三項中「第一項の表」を「前項の表」に改め、同項を同表第二項とする。

附則第四項中「平成七年六月一日」を「平成七年四月二日」に改める。

附則
この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。

厚生労働大臣 田村 憲久

内閣総理大臣 安倍 晋三

省令

○財務省令第二号
財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）第二十四條第二項の規定に基づき、財務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年二月一日

財務大臣 麻生 太郎